

岐阜県特定不妊治療助成制度Q&A

1	1月の間に2回分の治療を行っています。その際の高額療養費の給付（払戻）金および付加給付の給付金を控除した助成額の計算方法について教えてください。	治療期間が後の申請分の該当月の医療費から、まず還付額を差し引き、引ききれなかった金額がある場合には前の申請分の該当月から差し引いてください。 （例） 下記期間で治療を行っており、1件目の2月の医療費の支払いが6万円 2件目の2月の医療費の支払いが4万円であり、高額療養費制度にて42,400円が還付された場合。 1件目の治療期間 1月15日～2月14日まで 2件目の治療期間 2月15日～3月31日まで 2件目の2月の医療費の支払い額である4万円から還付を受けた金額（42,400円）を差し引き0円とし、引ききれなかった金額（2,400円）を1件目の2月の医療費の支払い額6万円から差し引いてください。 例のケースの場合、1件目の2月分の補助対象額は57,600円となり、2件目の2月の補助対象額は0円となります。
2	別居している場合、住民票の写しでは、続柄で婚姻関係が確認できないが、何を提出すれば良いか。	補助金申請の添付書類として、「住所及び婚姻関係が確認できる公的な書類」をお願いしています。 そのため、別居をしている場合は、夫婦それぞれの住所が確認できるもの（各々の住民票の写しや運転免許証のコピー）と併せて、婚姻関係を確認する書類として「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」が必要となります。
3	高額療養費（付加給付金）に該当している場合はどうすればよいですか。	高額療養費（付加給付金）を受給した上で補助金の申請をしてください。 自動支給される場合や申請手続きが必要な場合など保険者によって支給方法が異なりますので、各保険者までお問い合わせください。
4	申請から補助金振込までの期間はどのくらいかかりますか。	早くても3か月程度のお時間をいただいております。また、申請書の不備や資料の不足などがあればさらに時間をいただきます。 なお、申請が集中する時期には、振込までの期間が遅くなる場合がありますのでご了承ください。
6	申請書は郵送のみですか。自分で届ける方法はないですか。	郵送のみとさせていただきます。 なお、郵送を行う際は、簡易書留等の追跡ができる方法にて郵送してください。
7	領収書を紛失してしまいました。何か代わりになるものはないですか。	領収書は原本の提出をお願いしています。原本紛失等の場合は病院で再発行を依頼してください。再発行されない場合は病院発行（発行印あるもの等）の「支払い証明書」でも受付させていただきます。
8	院外処方の薬代金も補助金の対象になりますか。	対象になります。病院から発行される「岐阜県特定不妊治療費受診等証明書」に「院外処方を行った日」の項目に記載された日の薬代金が対象になります。なお、該当の薬剤費の明細書を添付が必要となります。
9	入院時の諸費用も補助金の対象になりますか。	入院時の食事療養費、差額ベッド代等は対象になりません。
10	治療中は岐阜県内に住んでいましたが、現在は他道府県在住です。補助金申請はできますか。	補助金の申請時点で、ご夫婦どちらかが県内に住所を有していることが要件となりますので、申請はできません。
11	男性不妊のみの補助金申請は可能ですか。	女性の特定不妊治療に合わせて実施される男性不妊治療を助成対象としておりますので、同時申請をお願いしています。 ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を終了した場合は、男性不妊治療費のみ対象となります。